

● (一社) 埼玉県PTA安全互助会のあらまし【重要事項説明書】●

ご契約にあたり特にご確認いただきたい事項やご加入者にとって不利益となる事項等の特にご注意いただきたい事項が掲載されていますので、ご契約前に「契約概要」および「注意喚起情報」を必ずお読みください。

契 約 概 要

(一社)埼玉県PTA安全互助会が行う共済制度は、埼玉県内で活動している国公立幼・小・中・高・特別支援学校及び幼保連携型認定子ども園PTAにおいて主催または共催するPTA行事の開催中に、参加者がその身体に被った傷害または疾病に対して共済金を支払うことにより、PTA活動の円滑な実施に資することを目的としています。

共済金の種類	共済金をお支払いする主な場合	共済金支払額
死亡共済金	被共済者(※)がPTA行事中に事故によってその身体に被った傷害または生じた疾病により、その直接の結果として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は死亡共済金をお支払いします。ただし、既に後遺障害共済金をお支払いしている場合には、その額を差し引いた金額をお支払いします。	傷害：250万円 疾病：100万円
後遺障害共済金	被共済者がPTA行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合には、その程度に応じて後遺障害共済金をお支払いします。	後遺障害の程度により 10～200万円
入院共済金	被共済者がPTA行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活ができなくなり、かつ、入院した場合には事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対して入院共済金をお支払いします。	4,000円× 入院日数
通院共済金	被共済者がPTA行事中に事故によってその身体に傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ、通院した場合には事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対して通院共済金をお支払いします。 ※整骨院・接骨院の施術を受ける場合は減額されて支払われます。	2,500円× 通院日数

※被共済者：①PTA会員およびPTAに在籍する園児・児童・生徒　②PTA会員の同居の親族
③PTA行事への参加がPTAより認められている者（様式-2-A,B）

共済金をお支払いできない主な場合

- ①独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定める給付対象に該当する場合
- ②故意または重大な過失
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転
- ⑤脳疾患、心神喪失に起因する傷害
- ⑥妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによる事故
- ⑧頸部症候群（むちうち症）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- ⑨自動車、原動機付き自転車などによる競技、競争、興行の間の事故
- ⑩地震、噴火または津波による事故

◎共済期間について

この共済の共済期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間です。
また新規中途加入の共済期間は7月1日から翌年の3月31日までです。

◎共済掛金について

共済掛金は、会員1名あたり通常加入95円（新規中途加入は85円）となります。

◎見舞掛金について

見舞掛金は、会員1名あたり通常加入・新規中途加入共に5円となります。

◎契約者割戻しについて

この共済には、契約者割戻しはありません。

◎解約返戻金について

共済期間の中途中において、共済契約を解約した場合においても解約返戻金はありません。

注 意 喚 起 情 報

1.個人情報の取り扱いについて

当法人の「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」に従うものとします。なお、当法人の「個人情報保護方針」等は当会HPをご覧ください。

2.告知義務について

ご契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって本会が告知を求めた事項について、本会に事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。申込書記載事項と事実が違っている場合には、ご契約が解除され、共済金をお支払いできることあります。

3.責任開始期について

この共済の共済責任は、共済期間開始日（4月1日）の属する年度の6月末までに、本会に共済掛金の全額が払い込まれたことを条件に、遡って4月1日から開始されます。新規中途加入の場合は、7月1日から開始されます。

4.共済金をお支払いできない主な場合

【契約概要】の「共済金をお支払いできない主な場合」をご確認下さい。

5.共済掛金の払込猶予期間

通常加入の場合は、共済期間開始日（4月1日）の属する年度の6月指定期日までを共済掛金の払込猶予期間とします。この期間内に共済掛金が払い込まれない場合には、共済期間開始日から共済掛金が払い込まれた時までの期間中に生じた支払事由に対しては共済金をお支払いしません。

6.解約及び解約返戻金について

【契約概要】の「解約返戻金について」をご確認下さい。

7.事故が起きた場合について

この共済で補償される事故が発生した場合には、直ちに本会事務局にご連絡ください。共済金の請求にあたっては所定の共済金請求書類をご提出いただきます。なお、共済金の請求書類をご提出いただきます。なお、共済金の請求権には時効（3年）がありますので、ご注意下さい。

8.破綻した場合の取扱いについて

本会が破綻した場合でも保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。本会は補償内容の定期的な見直しや財務基盤の強化を実施することにより独自に共済金のお支払いを確保する為の措置を講じています。

9.大規模災害発生による共済金の削減払い及び共済掛金の追徴について

大規模な災害等が発生しその災害等によって支払うべき共済金の額が本会の財務上特に著しい影響を及ぼすと本会が認めた場合には、共済金を削減してお支払いすること及び共済掛金の追徴を実施することがあります。

10.クーリングオフについて

この共済はクーリングオフの対象になります。

一般社団法人 埼玉県PTA安全互助会 概要

設立・許可年月日:2011年3月4日

事業内容:埼玉県PTA会員のための共済事業、等

理事長:関根正樹

認可行政:埼玉県教育局

《本書面に関するお問い合わせその他苦情・ご相談窓口》

一般社団法人 埼玉県PTA安全互助会 事務局

〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町4丁目2番22号 第一長井ビル403

TEL : 048-749-1661 FAX : 048-749-1669

HPアドレス: <http://spta-anzen-gojokai.org/>